

武蔵野市長 松下 玲子 殿

武蔵野市情報公開・個人情報保護審査会

会長 室井 敬司

答 申

1 審査会の結論

審査請求人が令和4年10月2日付けで行った下記①から⑥までに係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、武蔵野市長（以下「実施機関」という。）が同月17日付けで下記③、⑤及び⑥について行った非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）は、妥当である。

一方、実施機関が同日付けで下記②について行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）については、非開示とした部分のうち、文書記号及び文書番号並びに発信年月日は開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

なお、下記①及び④については、下記①に関する同日付けの開示決定及び下記④に関する令和4年10月26日付けの一部開示決定があったが、審査請求及び諮問の対象とされていないことから、答申の対象から除外している。

記

- ① 「武蔵野市役所にて、子ども・子育て支援法に規定される（支援法第23条第3項、第20条第4項）認定保護者の認定の取消をする際、通知する『認定の取消』に利用する書式やテンプレート全て」
- ② 「武蔵野市役所にて、子ども・子育て支援法に規定される（支援法第23条第3項、第20条第4項）認定保護者の認定の取消をする際、通知する『認定の取消』について、武蔵野市について2012年10月2日から2022年10月2日の10年において発行した処分通知の全て。開示請求人の家庭だけでなく、武蔵野市全域の家庭において、認定保護者の取消をした処分通知の全て」
- ③ 「武蔵野市役所が、子ども・子育て支援法に規定されていない認定保護者の変更処分を行った場合、武蔵野市役所が元の権利者に対して送付している通知のフォーマットやテンプレート、また実際の通知全て。対象期間は2019年4月から、2022年10月2日とする。」
- ④ 「武蔵野市役所が、武蔵野市内全域の認定保護者を管理し、示すリスト。一人一人の子供に対して、認定保護者が誰であることを示した全資料」
- ⑤ 「子ども・子育て支援法の『認定保護者』が、児童台帳に記載の『保護者』と同一であることの法律・法令など法的また行政の裁量でも良いが説明が記載されている文書全て」
- ⑥ 「子ども・子育て支援法上、認定保護者が何名かを示す書類全て。認定保護者が『二人である』と示す法的な根拠を開示されたい。」

2 本件の概要

- (1) 審査請求人は、令和4年10月2日、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項に基づき、実施機関に対し、本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求のうち、1の下記③、⑤及び⑥の各対象行政文書については、同月17日付けで、いずれも当該「請求にかかる文書を作成又は収受しておらず、保有していない」ことを理由として本件非開示決定を行った。
- (3) また、実施機関は、本件開示請求のうち、1の下記②の対象行政文書については、これを「教育・保育給付認定取消通知書」1通であると特定した上で、同日付けで、当該対象行政文書のうち、文書記号及び文書番号、発信年月日、送付先の郵便番号、住所及び氏名、子どもの認定証番号、氏名、氏名のフリガナ及び生年月日、保護者の住所、氏名及び生年月日並びに取消しの年月日及び理由を条例第9条2号に該当するものとして非開示とし、その余の部分を開示する内容の本件一部開示決定を行った。
- (4) 審査請求人は、本件非開示決定及び本件一部開示決定を不服として、令和5年1月19日付けで、「1. 添付資料1, 2記載の処分（本件一部開示決定及び本件非開示決定）の取り消しを求める」（以下「審査請求の趣旨Ⅰ」という。）、「2. 審査請求人の認定保護者の取消に関する処分通知の資料全ての開示を求める」（以下「審査請求の趣旨Ⅱ」という。）及び「3. 審査請求人の認定保護者の取消に関する処分通知が不存在の場合、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（以下支援法）との齟齬の説明を求める」（以下「審査請求の趣旨Ⅲ」という。）との審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 審査請求人は、審査請求書の「審査請求の理由」において、実施機関（処分庁）が「『審査請求人が認定保護者ではない』と主張しながらも、認定保護者の取消処分通知は開示すらできていない」ことの違法性・不当性を述べる等して、本件非開示決定及び本件一部開示決定に関連する諸事情を40項目にわたって詳細に主張している。
- (6) 実施機関は、本件非開示決定及び本件一部開示決定の理由として、(2)及び(3)と同趣旨の説明をしている。

3 当審査会の判断

(1) 判断の対象について

審査請求人は、審査請求の趣旨Ⅰ、審査請求の趣旨Ⅱ及び審査請求の趣旨Ⅲについて審査を求めているが、審査請求の趣旨Ⅱについては、結局のところ審査請求の趣旨Ⅰの内容に収斂されるものと考えられる。他方、審査請求の趣旨Ⅲについては、具体的な処分を対象としていないことから処分についての審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条）に該当せず、かつ、処分についての申請を前提とする不作為についての審査請求（同法第3条）にも該当しないことから、適法な審査請求とは認められないというべきである。

したがって、本答申においては、審査請求の趣旨Ⅰに係る部分についてのみ判断する。

(2) 本件非開示決定について

本件非開示決定については、実施機関からの理由説明によれば、その対象行政文書（1の下記③、⑤及び⑥）のいずれについても、実施機関はこれを作成又は取得をしていないとのことであり、これに反する事実も認められない。

よって、本件非開示決定は妥当である。

(3) 本件一部開示決定について

ア 本件一部開示決定については、実施機関からの理由説明によれば、その対象行政文書（１の下記②）は「教育・保育給付認定取消通知書」１通のみであるところ、実施機関は、(Ⅰ)文書記号及び文書番号並びに発信年月日、(Ⅱ)送付先の郵便番号、住所及び氏名、(Ⅲ)子どもの認定証番号、氏名、氏名のフリガナ及び生年月日、(Ⅳ)保護者の住所、氏名及び生年月日、(Ⅴ)取消しの年月日及び理由について、条例第９条第２号に該当する情報であるとして非開示とした上で、その余の部分を開示していることが認められる。

そこで、これら(Ⅰ)から(Ⅴ)までの非開示部分の同号の該当性について検討する。

イ アの(Ⅲ)から(Ⅴ)までの非開示部分については、同号前段の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当し、かつ、同号アからウまでの例外規定の該当性もないものと認められることから、これらの非開示部分を非開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ アの(Ⅰ)の非開示部分については、対象行政文書である「教育・保育給付認定取消通知書」に係る文書記号及び文書番号並びに発信年月日に過ぎず、これらを開示することで直ちに特定の個人を識別することができるものとは認められない。このことは、他の情報と照合する場合を想定しても、同様である。

確かに、結果として、審査請求人が開示請求をした対象期間10年間で該当文書が１通しか存在しなかったという事情はあるものの、このことをもって直ちに文書記号若しくは文書番号又は発信年月日から該当文書の名宛人等が特定されるものでもなく、その他本件において文書記号若しくは文書番号又は発信年月日から名宛人等が推認・特定される可能性を示す具体的な事情は認められない。

また、これらの文書記号及び文書番号並びに発信年月日は、同号前段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとも認められない。

エ 以上のことから、アの(Ⅰ)の非開示部分は開示すべき情報であると認められるから、これを非開示とした本件一部開示決定は、その限りにおいて妥当でない。

(4) 結論

よって、「１ 審査会の結論」のように判断する。

4 審査の経過

年月日	審議経過
令和５年２月８日	諮問
同年４月27日	実施機関より理由説明書收受
同年５月18日	審議（第17期第13回審査会）
同年７月５日	審議（第17期第14回審査会）
同年９月１日	審議（第17期第15回審査会）
同年11月２日	審議（第18期第１回審査会）

以上